

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和3年12月4日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、(1)から(3)までの文書の開示の請求（以下(1)に係る請求を「別件請求」と、(2)に係る請求を「本件請求1」と、(3)に係る請求を「本件請求2」といい、本件請求1及び本件請求2を総称して「本件請求」という。）を行った。

(1) 以下の職員の令和3年7月6日から7月8日までの出退勤登録システムログデータ

商工労働局 総務課 課長 ●●●●●，主査 ●●●●●，主任 ●●●●●，主任 ●●●●●

(2) 以下の職員の令和3年7月6日から7月8日までの出退勤登録システムログデータ（以下「本件請求文書1」という。）

イノベーション推進チーム 担当課長 ●●●●●，主査 ●●●●●，主査 ●●●●●，主査 ●●●●●，●●●●●主任

(3) 以下の職員の令和3年8月17日，9月17日及び10月12日の出退勤登録システムログデータ（以下「本件請求文書2」といい，本件請求文書1及び本件請求文書2を総称して「本件請求文書」という。）

イノベーション推進チーム 担当課長 ●●●●●，主査 ●●●●●，主査 ●●●●●，主査 ●●●●●，●●●●●参事，●●●●●主任

2 本件請求等に対する決定

実施機関は、本件請求に対して条例第7条第2項の規定により、行政文書

不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年12月13日付けで、別件請求に対し、条例第7条第2項の規定により、行政文書不存在決定を行い、同月14日付けで、それぞれ審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年12月17日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求文書の存在について広島県総務局人事課給与グループ●●●●●に電話で確認したところ本件請求文書は存在するとの回答を電話で令和3年12月15日午前11時ころ得た。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条によれば地方公務員は労働基準法（昭和22年法律第49号）が適用されることとなっている。広島県行政職員は当然のことながら地方公務員法が適用される。従って労働基準法も適用されることとなる。労働基準法第109条では以下の記録を5年間保存し、人事委員会の臨検に対応することが要求されている。その記録は以下のとおりである。
 - ① 労働者名簿
 - ② 賃金台帳
 - ③ 雇い入れに関する書類
 - ④ 解雇に関する書類
 - ⑤ 災害補償に関する書類

⑥ 賃金に関する書類

⑦ その他労働関係に関する重要書類

この中には、始業終業など労働時間の記録に関する書類が含まれている。しかしながら広島県商工労働局において、これらの始業終業を記録した文書が無いとすれば明らかな違法状態であり、行政組織である広島県庁の労務管理上許されるものではない。

これらの始業終業時刻の第三者に対する証明可能なデータはシステムログデータに含まれることから、労働基準法で要求されるものとして公文書として存在し、広島県職員の就業状態を県民に明らかにするために公文書として公開されるのは当然のことである。他の自治体である広島市役所、京都府庁ではシステムログデータは公文書として公開されている。

(3) 本来、適法な労務管理が行われていれば出勤簿がその他労働に関する重要書類として整備されていなくてはならず、その中には始業終業時刻の記録は法が要求することであり、そのためのシステムログデータはそれらの出勤データを補完されるものとして、民間企業では労働基準法に基づき当然に法は要求している。

よって、公文書として県庁職員の始業終業時刻の記録がされておらず、そのエビデンスとしてのシステムログデータが不存在であるのが事実であれば違法状態であり、システムログデータの保存公開は直ちにされなければならない。もしそうしないと広島県庁の労務管理は違法状態といえる。システムログデータは既に広島県庁内には電磁データとして保存されており容易に印刷が可能である。広島県庁という行政組織内において違法状態があってはならないことから直ちにシステムログデータを出力し公開するのは当然の実施機関の義務である。よって本件処分は取り消されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 広島県では、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進することを目的とした条例の趣旨に従い、行政文書の開示等を実施している。
- 2 条例第7条に規定されているとおり、開示請求に係る行政文書を保有していないときを含め、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないときは、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知することが義務付けられている。
- 3 本件において、職員の出退勤登録システムログデータについて、作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書が存在しなかったため、本件処分を行ったものである。
- 4 また、審査請求人は、広島県総務局人事課への架電にて、本件請求文書が存在するとの回答を得た（令和3年12月15日）とあるが、回答主旨は、「所属の各職員が業務上使用するパソコン端末から庁内システムへの接続開始、接続切断状況を確認することは可能。」という主旨であり、出退勤時間が記録されるものではない。
- 5 なお、職員の出張、休暇、休業及び欠勤等の事項が記録されている、職員の出勤の管理を行うシステム上の出勤簿は存在するが、職員の出退勤時間を記録するものではなく、また、システム上のログデータについては条例の行政文書には当たらない。
- 6 以上のとおり、本件については、開示請求に係る行政文書を保有していないため、本件処分を行ったものであり、本件処分が違法又は不当な処分でないことは明らかである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、広島県商工労働局イノベーション推進チームの職員のうち、審査請求人が求める職員についての、令和3年7月6日から同月8日まで、同年8月17日、同年9月17日及び同年10月12日の「出退勤登録システムログデータ」の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないとして本件処分を行

ったため、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件請求文書について

実施機関が弁明書において職員の出勤の管理を行うシステム上の出勤簿は存在するが職員の出退勤時間を記録するものではないと主張することに対して、審査請求人は、反論書において、適法な労務管理が行われていれば出勤簿が労働基準法第109条の「その他労働に関する重要書類」として整備されていなくてはならず、始業終業時刻の記録は法が要求するものであることから、システムログデータはそれらの出勤データを補完されるものとして保存されているはずであり、これは本件請求文書に含まれると主張する。

実施機関は、本件請求文書を、職員の出勤の管理を行うシステムにおいて職員の出退勤時間が記録された文書と捉えて判断をしていることから、以下、その妥当性について検討する。

(2) システムによる出退勤時間の管理について

実施機関は、実施機関における出勤簿について、職員の出張、休暇、休業及び欠勤等の事項が記録されている、職員の出勤の管理を行うシステム上の出勤簿は存在するが、職員の出退勤時間を記録するものではないと説明する。

そのため、実施機関に、実施機関における職員の出勤管理の方法等について確認したところ、次のとおりであった。

ア 職員勤務時間等については、職員勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号）において定められている。

イ 職員の出勤の管理について、具体的には、職員勤務時間等に関する訓令（昭和27年広島県訓令第3号。以下「訓令」という。）により定められており、訓令第11条で「出勤簿・休暇申請システム（電子計算機を利用して出勤の管理及び記録、休暇の申請等（以下この項において「出勤の管理等」という。）を行うシステムをいう。以下「システム」という。）を利用して出勤の管理等を行う職員として別に定めるもの（以下

「システム利用者」という。) の出勤の管理は、システム上の出勤簿により行うものとし、その取扱いについては、別に定める。」と規定されている。

そこで、当審査会において、このシステムの操作画面やシステムにより出力される出勤簿を確認したところ、職員の出退勤時間を記録する機能等の存在は認められなかった。

(3) 実施機関における出退勤時間の記録について

実施機関が、所属の各職員が業務上使用するパソコン端末からの庁内システムへの接続の開始及び接続切断状況の記録(以下「PCログ」という。)については、職員の出退勤時間が記録されるものではないとしていることから、実施機関における職員の出退勤時間の管理におけるPCログの活用について確認したところ、勤務時間の確認に当たり、PCログを補助的に活用するとのことであった。

そのため、当審査会において、PCログを活用した勤務時間の確認に係る実施機関の内部通知を確認したところ、勤務時間の状況を把握するために、システムでの勤務時間とパソコン端末のログオン・ログオフ時刻との乖離状況に係るデータにより、必要に応じて、これらを踏まえて時間外勤務実績の補正を行うことされている。

こうしたことからすると、実施機関におけるPCログは、事後的に時間外勤務に係る勤務時間を確認するためなどの補助的資料であり、このPCログが職員の出退勤時刻を記録したものであるとまでは考えられない。

(4) 総括

当審査会において確認した実施機関における出退勤時間の管理の状況は以上のとおりであり、これらのことから、本件請求文書を職員の出勤の管理を行うシステムにおいて職員の出退勤時間が記録された文書と捉えて、本件請求文書は不存在であるとする実施機関の説明は、不自然、不合理とまではいえず、実施機関がこれを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年2月22日	・ 諮問を受けた。
令和4年11月25日 (令和4年度第8回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和4年12月23日 (令和4年度第9回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年1月27日 (令和4年度第10回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年2月24日 (令和4年度第11回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
金 谷 信 子	広島市立大学教授
山 田 明 美	広島修道大学准教授